

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

2016年1月22日

株式会社かんぽ生命保険

1. 再保険の引受け

1 再保険の概要

(1) 再保険とは

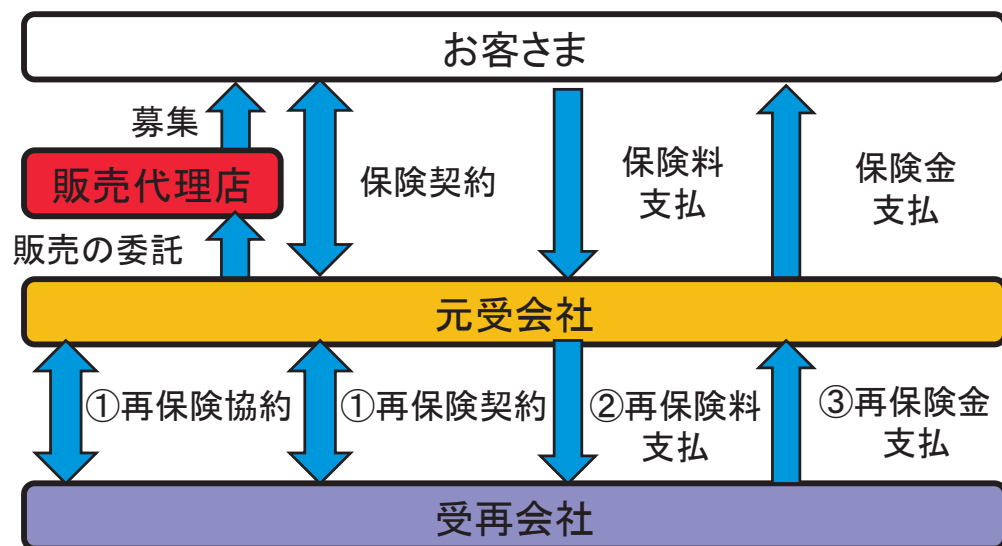
○ 再保険とは、保険会社（元受会社）^{注1}が自己の負担する保険責任の一部または全部を、他の保険会社（受再会社）^{注2}に転嫁する保険である。

（注1） 本件の場合の元受会社は、他の生命保険会社を指す。

（注2） 本件の場合の受再会社は、当社を指す。

※ 保険業法第3条第4項第3号では、生命保険会社は全ての生命保険の種類について再保険の引受けを行うことができると定めている。

(2) 再保険のイメージ



- ①元受会社と受再会社は、再保険の内容を定めた再保険協約及び再保険契約を締結。
- ②再保険契約に基づき、元受会社は保険料の一部を再保険料として受再会社に支払う。
- ③受再会社は、元受会社が保険金を支払った場合、受再割合に応じ、再保険金を元受会社に支払う。

1 再保険の概要

(3) 再保険を締結する目的

- 元受会社は、保険引受リスクを軽減し、財務の健全性を向上させることができる。
- 受再会社は、収益源の多様化によって、収益獲得の可能性が向上する。また、自社で保有しているリスクと異なるリスクを保有することでリスクポートフォリオが改善できる。
- 元受会社と受再会社の財務の健全性が向上することで、お客さまは、より安心して生命保険を利用することができる。また、再保険を通じて多様で良質な商品・サービスを利用することができる。

(4) 再保険の活用例

- 元受会社は、自社で引受経験のない保険契約の引受リスクを受再会社へ移転することにより、新しい顧客層を開拓することができる。
- 元受会社は、巨大災害などに起因する保険支払の集積リスクを受再会社へ移転し、経営の安定を図ることができる。
- 元受会社は、リスク管理上、自ら定めた保有限度を超える部分のリスクを受再会社へ出再することにより、高額契約など引受範囲を超える契約を引き受けることができる。

1 再保険の概要

(5) 再保険の種類

比例式再保険		個々の元受契約（再保険の対象となる保険契約）の予め定められた一定の範囲について保険責任を移転し、元受契約の保険金支払要件と再保険金支払要件が同一の再保険。	認可申請対象
責任分担方法による分類	共同保険式	元受契約の全てのリスク ^注 を受再する再保険。 （注）保険引受リスク、資産運用リスク、事業費支出に係るリスク等	認可申請対象
	修正共同保険式	元受契約の資産運用リスクの一部または全部を除いたリスクを受再する再保険。	認可申請対象
	危険保険料式	元受契約の保険引受リスクを受再する再保険。	認可申請対象
保有・出再割合による分類	クォータシェア	受再するリスクの範囲を割合（％）で定める再保険。	認可申請対象
	サープラス	受再するリスクの範囲を予め定めた金額を超える部分とする再保険。	—
非比例式再保険		元受契約群団の保険責任の一部を移転し、元受契約の保険金支払要件と再保険支払要件が異なる再保険。	—

2 認可申請の概要

再保険の引受け

(1) 再保険の対象、種類及び再保険金額の内容

- 1 (3) の目的及び他の金融機関との連携強化等を実現するため、当社で再保険の引受けが可能となるよう、郵政民営化法上の認可申請を行った。
- 再保険の引受けの対象（元受契約）は、リスクの規模の予測^注が容易になるよう、他の生命保険会社から当社又は日本郵便株式会社が受託販売する保険契約とする。
- 再保険の種類は、リスクの範囲の確定が容易となるよう、元受契約と支払要件が同一の再保険とする。
具体的には、1 (5) の認可申請対象のとおり。
- 再保険金額は、受再するリスクが元受会社の引き受けるリスクを下回るよう、以下のとおりとする。
共同保険式再保険及び修正共同保険式再保険の場合 : 元受契約の保険金額の50%未満
危険保険料式再保険の場合 : 元受契約の危険保険金額の50%未満

（注）リスク規模の予測は新規契約の販売見込みから行う。

(2) 開始時期

2016年4月以降、準備が出来次第

参考 かんぽ生命及び日本郵便が受託販売している商品

かんぽ生命	日本郵便
・経営者向け定期保険 （エヌエヌ生命、住友生命、第一生命、東京海上日動あんしん生命、日本生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命、メットライフ生命） ・総合福祉団体定期保険 （メットライフ生命） ・がん保険 （アフラック）	・経営者向け定期保険 （エヌエヌ生命、住友生命、東京海上日動あんしん生命、日本生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命、メットライフ生命） ・がん保険 （アフラック） ・引受条件緩和型医療保険 （住友生命） ・変額年金 （三井住友海上プライマリー生命、メットライフ生命）

（注¹） 2016年1月1日現在。

（注²） 括弧内は、委託元会社。

（注³） 上記商品に付加できる特約も受託販売の対象。

2. 付帯サービス

1 認可申請の概要

(1) 付帯サービスの提供

- 当社は、ご高齢のお客さまに優しいサービスを提供する「かんぽプラチナライフサービス」の取組を推進しており、その取組の一環として、健康・医療・介護及びくらしの税務に関する無料電話相談サービスの提供を予定している。
- そこで、保険契約に付帯する各種の無料サービス（付帯サービス）を提供する業務を行うことができるよう、郵政民営化法上の認可申請を行った。
 - （注¹） 付帯サービスの実施については、保険業法上の認可は不要。
 - （注²） 簡易生命保険契約に付帯するサービスは（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構の委託を受け、簡易生命保険管理業務として行うため、郵政民営化法上の認可は不要。

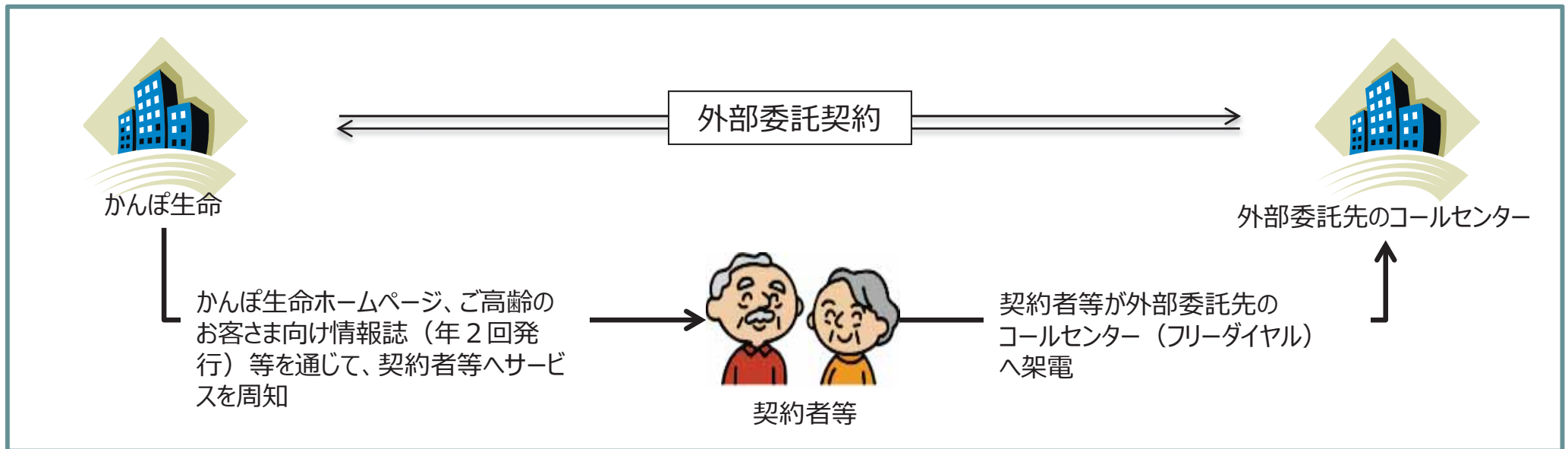
(2) 実施開始時期

認可取得後、準備が出来次第

2 付帯サービスの内容

- 無料電話相談サービスは、コールセンター等の運営・相談業務を専門機関に外部委託して、実施する予定。

	健康・医療・介護	税務
提供対象	ご契約いただいている契約者、被保険者及びそれらのご家族	同左
フリーダイヤル 受付時間帯等	24時間365日	10:00から18:00まで (日曜・祝日及び年末年始(12/29から1/4)を除く)
主な 照会対応(例)	・健康増進や健康管理に関する相談対応 ・病気やけがの予防や治療法に関する相談対応 ・介護の悩みに関する相談対応 ・医療機関や介護施設等に関する情報提供	・保険税務に関する一般的な相談対応 ・その他くらしの税務に関する一般的な相談対応
回答者	看護師・医師等	税理士等



- 無料電話相談サービス以外の付帯サービスについては、お客さまからの要望を踏まえ、検討していく。

参考 他の生命保険会社が提供している付帯サービスの例

	主な分類	主な内容
健康・医療	健康・医療等相談サービス	医師等から健康・医療・育児等に関する電話相談を受けられるほか、医療機関の紹介を受けられるサービス。
	セカンドオピニオン・専門医紹介サービス	電話で紹介を受けた医師と面談し、現在の診断に対する見解や今後の治療方針等について意見を聞くことができるサービス。また、セカンドオピニオンの結果、より高度な専門医療が必要と判断された場合に専門医の紹介を受けられるサービス。
	健康診断等サービス	人間ドック・脳ドック・レディースドックや乳がん検診・PET検診等を受診できる施設の紹介・予約・優待利用のサービス。
	情報提供サービス	契約者専用サイトやメールマガジン等を通じて、健康・医療に関する情報の提供や、医療機関に関する情報の提供・紹介等を受けられるサービス。
介護・福祉	介護相談サービス	看護師・ケアマネージャー等から介護の方法、公的介護保険の利用方法等に関する電話相談または訪問相談を受けられるサービス。
	情報提供サービス	契約者専用サイトやメールマガジン等を通じて、介護に関する情報の提供や、介護施設・介護事業者・高齢者向けサービス（見守り・家事代行等）に関する情報の提供・紹介等を受けられるサービス。
	介護サービスの案内・取次	提携する介護施設・介護事業者の紹介や介護補助具のレンタルの紹介等が受けられるサービス。
	メンタルサポートサービス	精神的な悩み等について医師・臨床心理士・精神保健福祉士等からのカウンセリングが受けられるサービス。
生活一般	くらしの相談サービス	消費生活アドバイザーや弁護士・税理士等から法律・税務に関する電話相談または訪問相談を受けられるサービス。
	各種優待サービス	提携する店舗（レストラン・ホテル）や会社（水回りのトラブル対応業者、レンタカー会社等）で使える各種優待を受けられるサービス。
法人向け	福利厚生制度の整備支援	従業員向け福利厚生制度（従業員が、宿泊・娯楽等に関するサービスを優待価格で利用できる等）のアウトソーシングに関する紹介等を受けられるサービス。
	業務支援	法務・会計・コンプライアンス等に係る相談先（法律事務所）や、団体保険関係事務の委託先等の紹介を受けられるサービス。
	経営支援	経営に関する助言を行ったり、保険加入企業間のビジネスマッチングを行うための施策（交流会等）を実施するサービス。